

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の届出（市町村による設置）
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、大阪市長への届出が必要です。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 （健康局健康推進部生活衛生課窓口を設置）
審査基準	一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
標準処理期間	処分期間 30日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、60日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設設置届出書及び添付書類各2部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	